

平成21年度 第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成21年11月30日(月) 午前10時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 3～5号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第五次札幌市環境影響評価審議会委員

村野 紀雄（会長） 酪農学園大学環境システム学部 特任教授

太田 幸雄（副会長） 北海道大学大学院工学研究科 教授

柳井 清治 北海道工業大学空間創造学部 教授

岡村 俊邦 北海道工業大学空間創造学部 教授

中井 和子 中井景観デザイン研究室 代表

佐藤 哲身 北海学園大学工学部 教授

五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究科 教授

富士田 裕子 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 准教授

東條 安匡 北海道大学大学院工学研究科 准教授

西川 洋子 北海道環境科学研究センター自然環境部 植物環境科長

丸山 博子 丸山環境教育事務所 代表

山舗 直子 酪農学園大学環境システム学部 教授

計 12名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和

札幌市環境管理担当課長 木田 潔

2 傍聴人

0名

1. 開 会

○事務局（木田） 定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を担当させていただきます環境管理担当課長の木田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、山本委員、高橋委員、堀委員から欠席の旨のご連絡をいただいております。出席12名、欠席3名ということで、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、小林環境局長よりごあいさつを申し上げます。

○小林環境局長 おはようございます。

環境局の小林でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

前回、審議会の開催から半年近く経過しておりますけれども、この間、我が国では政権交代がございまして、温室効果ガス削減の中期目標が25%というように、環境問題を取り巻く状況はいろいろ変化を続けている状況でございます。

環境影響評価の分野におきましても、環境大臣が小名浜の石炭火力の準備書につきまして、温暖化対策が十分でないということで是認しがたいといった意見書を初めて提出するというように、いろいろ新たな動きも出てきているところでございます。

本市の環境影響評価制度につきましても、札幌の環境保全という目的を達成に向けまして、今後とも必要な見直しを行っていく必要があると考えているところでございます。前回の審議会におきまして、本市の環境影響評価の技術指針につきまして、改定のあり方などについてご意見をお伺いしたところでございます。本日は、いただきましたご意見等を踏まえまして、技術指針の変更案をお示しすることとしております。委員の皆様のそれぞれ専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

本市の環境影響評価制度は、本市の環境保全を図る上でこれを有効なものとするために、今後とも皆様にお力添えをいただきたいというふうをお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（木田） 小林局長につきましては、この後、別の公務がございますことから、失礼ながらここで退席をさせていただきます。

〔環境局長退席〕

○事務局（木田） それでは、議事に移らせていただきたいと思います。議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の式次第の下でございますけれども、資料1といたしまして、変更後技術指針（案）の主な変更点ということで1枚物でございます。資料2につきましては、札幌市環境影響評価技術指針変更素案です。そのほか、参考資料といたしまして、前回の審議会の資料としておつけいたしました札幌市環境影響評価条例に規定する「技術指針」の変更についてというA3判、1枚、再度ご用意しております。

以上でございます。

資料に不足等がありましたらお申し出いただきたいと思っております。

さらに、1期目から4期目までの委員の皆様につきましては、来年の3月いっぱい任期が終了しますが、その次の4月以降の委員の継続の意向調査票を配付させていただいておりますので、後ほど事務局までご提出をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行を村野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○村野会長 では、早速、議事に入らせていただきます。

議題（1）技術指針の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木田） それでは、資料に従いまして、簡潔にご説明したいと思います。

技術指針の変更点につきまして、資料1及び資料2に基づきまして、簡潔にご説明したいと思います。事前にお配りしておりますので、手短な形になりますことをご了承ください。

それでは、資料1の変更後の技術指針（案）の主な変更点について、変更の要点についてまとめてございますので、こちらの方からご説明させていただきたいと思います。

まず、今回の大きな変更点につきましては、環境影響評価を進める手順に従いまして、時系列的に再構成をさせていただいております。資料1の下の変更案構成図、あるいは、指針（案）の9ページに図1として示させていただいておりますので、そちらをごらんになっていただきたいと思います。時系列的に再構成させていただいております。

また、時系列的な整合が図られていない事項や条例の規定と重複している事項について削除や整理などをさせていただいております。

3点目といたしましては、前々からお話しています国の方でつくられています主務省令で新たに規定された事項等について、その内容を検討しまして、必要に応じてその考え方を導入したり、追加をしたりしております。

それから、条例において技術指針において示すとされておりましたけれども、実際には存在していなかった方法書等の記載内容について新規に追加させていただいております。

それから、これまでなかった第1番目に出てくる趣旨などを記載いたしまして、環境影

響評価を進める上での目的を明示させていただいております。

大きくはそういった点でございます。

それでは、資料2の技術指針の趣旨についてご説明させていただきたいと思っております。

各条の説明は時間の関係で難しいので、少し抜粋しながら説明させていただきます。

まず、1枚目は少しお話ししたいと思っておりますが、第1の趣旨でございますけれども、これは技術指針の位置づけを明示したものでございます。環境影響評価の目的といたしまして、札幌の地域特性につながる概況を概念的にお示しいたしましたが、本来、環境影響評価そのものの理念や目的につきましては条例に規定されるべき事柄でありまして、この技術指針において札幌の地域特性を詳細に定義づけることはちょっと制約があるのではないかと考えているところでございます。環境影響評価を実施する上で、地域特性を踏まえるということは当然でございます。後述の方に項目の選定や調査の手法の選定などにおいて関係地域の概況あるいは関係地域の特性を踏まえるというふうに明文化しておりまして、地域特性についての考え方を整理してございます。

第2の方法書の記載内容でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、条例において示すというふうにしていたのですが、実際には今まで記載内容が存在しなかったものでしたので、それは追加をさせていただいております。

別表1の10ページ以降を参照いただきたいのですが、内容について条例に規定する項目をかみ砕いて書きやすくしたものでございます。

11ページの一番最後の囲みで7-1の3行目のなお書き以降に、希少種の調査結果公開にかかわる配慮ということを明記させていただきました。希少動物の生息の情報については、必要に応じて公開に当たって場所を特定できないようにすること、その他、希少の動植物の保護のための配慮を行うことという形で明記させていただきました。

次に、第3でございますけれども、基本的事項の3番のところですが、積雪寒冷等、北方圏特有の気候風土の中、豊かで自然性の高い環境を有する札幌市の地域特性を十分に勘案することとしておりまして、調査などを実施する上での一般的な留意事項を示したもので、実際に調査、予測を実施する際は、後述の項目や手法の選定に示しますとおり、事業実施区域など個別、かつ具体的な地域の特性を把握して実施することになります。

第4ですけれども、これは環境影響評価と事後調査の手順になりますが、先ほどもお話ししたとおり、時系列的に記載をさせていただいております。

(1)から(3)までのプロセスですけれども、まず最初に事業特性の把握ということで、1ページ一番下にずっと書いております。ページを開きまして2ページの上の(2)から(3)にかけては、関係地域の設定と概況、地域特性の把握をして、この2点を踏まえて調査の項目や手法の選定を行っていくという大きな枠組みになっております。

関係地域についてですが、以前から一つ以上の環境要素が影響を受ける範囲ということでお示ししていたのですが、実際に影響を受けるかどうかは、それより広い範囲の周囲の概況を把握してからでないと、なかなか決まらないということで、前回も厚別の山本公園

の際に関係地域はどこなのかということで議論になったことがありますけれども、その関係地域の設定の前に、2ページ一番上段の(2)として対象事業区域とその周囲の概況の把握を入れさせていただきまして、しっかり全体を把握していただくことにいたしました。この中で地域特性を十分把握していただきたいということでございます。

その中段の(4)環境影響評価の項目ですけれども、工事の実施と供用についてというところで、工作物の撤去または廃棄を含む形に修正させていただきました。物をつくるだけでなく、撤去したり廃棄したりする部分も環境影響評価の対象事業ということで入れさせていただきました。

繰り返し説明しています対象事業の特性と関係地域の概況を踏まえまして、別表4を勘案しまして選定項目を選定する形に整理をさせていただきます。18ページです。

18ページは、今までと余り変わってはいませんが、こんな形で整理をさせていただいております。

続きまして、2ページ一番下のイ、項目の選定に当たっての留意事項というところで、一番下の(イ)、次のいずれかに該当すると認められる場合は必要に応じて基本項目を選定しないものとするということです。基本項目を採用しないということについては相当の理由が必要だと考えられますことから、選定しない理由の客観性を担保するために、技術指針で選定しない基準を明確にすることが必要だと考えまして、この項目を入れさせていただいています。①として、環境影響がないこと、あるいは環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである。次に、3ページの②で、関係地域に影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合という形で基準を明確化させていただきました。

3ページ中段でございますけれども、調査手法アの5行目のなお書き以降ですけれども、「関係地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること」ということで、時間の経過についても留意するような文章を追加させていただきました。

続きまして、同じく3ページ(エ)の調査地点、それから(オ)調査の期間及び時期は、別表の方に個別に記載があったものを本文の中に移して盛り込ませていただいたものでございます。

その下ですが、イ、調査手法の選定に当たっての留意事項の一番下の行です。(ウ)の下線が入っているところですが、「季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測経過の変動が少ないと予想される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること」。ここは、国の主務省令に表現されている文章ですけれども、少しわかりづらいですが、梅雨など季節変動を除外するために、変動の少ない時期から調査を始めてほしいということでございます。

その次の(エ)と(オ)と(カ)ですけれども、専門家の助言を受けて選定したり、専

門家の専門分野が明らかにできるように整理すること。(オ)として、選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略または詳細な方法を選定すること、あるいは選定した手法、選定の理由を明らかにできるように整理することということですが、この点については、今、調査手法のところを説明しておりますが、予測手法その他これ以降同じ文章が繰り返し出てくるつくりとなっております。

説明が前後しますが、(オ)のところでは簡略化することを明記しております関係で、1ページ戻りまして、3ページの上から5行目のところですが、簡略化の点についてこういう形で前の技術指針で整理したのですが、この部分については、掲載場所が違うということで、今申し上げた4ページの(オ)に文章化して盛り込ませていただいております。

続きまして、4ページの下から6行目のイです。予測手法の選定に当たっての留意事項でございますけれども、「(ア)新規又は環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合には、当該手法の不確実性の程度の内容を明らかにできるようにすること」という文章を入れさせていただいております。当然、予測には幅があるということがございますので、その予測の幅の程度を表現してほしいということをお話しております。

それから、5ページの中段ぐらいの2の(2)に調査実施の留意事項が出てきますが、そのイです。「長期間の観測の結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果と比較できるように整理すること」と記載しましたが、大気の常時監視など、長期のデータとの比較によって、現地の調査データが突出していないかどうかなどをきちんと検証してほしいということがございます。

その下の(3)予測実施の留意事項に移りますが、アは中間的な予測を行うということについて表現させていただいております。

その下のイは、これまでは前提条件と予測結果ということは記載するようになっていたのですが、その組み合わせが明記されていない場合があったようですので、前提条件と予測結果の関係がきちんとわかるように書いてほしいという意味のことをここに記載させていただきました。

ウとして、一番下の3行から6ページにかけてですが、ここにつきましては、事業に係る予測だけではなくて、そのバックグラウンドを予測して、その上で事業影響を予測してほしい、その予測は行政の地域計画などから入手してほしいというようなことを書き込んでございます。

6ページの中段です。(4)評価実施の留意事項のウです。「事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるようにすること」ということで、他者の効果で環境保全の措置がとられる場合にはそれを明記することということがございます。ちょっとわかりづらいのですが、例えば、原子力発電所がたくさんできて電気の二酸化炭素の割合が削減されたというような話でございます。

それから、同じ6ページの(5)環境保全措置というところですが、ここでは従前と基本的な構図はそんなに変わっていないのですが、札幌市として選定項目に係る環境影響を回避または低減することを基本的な目的として影響評価をするのだということです。5行目のところにただし書きを入れておりますが、「ただし」の下は代償措置でございまして、要するに環境影響の回避、低減が第一の目的で、代償措置はこれができなかった場合に考えることであって、2番目の措置だというふうに定義づけられております。

そして、その下の薄く書いてあるところは、従前は回避、低減、あるいは7ページにかけて代償措置ということをも文化していたのですが、これは特に今ここで明文化しなくてもいいということで、今までお話ししていたアの部分に整理をさせていただいたところでは。

それから、7ページのちょうど中段ぐらいですけれども、(ア)から(カ)まで書いてあると思いますが、(エ)(オ)(カ)は、すべて代償措置に当たってのさまざまな理由について明記しなさい、理由あるいは内容その他根拠について明記しなさいということで、代償措置についてはそういったことを明文化するように強く求めているところでございます。

それから、7ページの一番下のイの(ア)ですけれども、項目、手法、対象とする地域及び期間の選定に当たっては、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすることということで、調査や予測と違いまして、詳細に書いていませんけれども、比較検討できるという方法で環境影響評価に倣って事後調査を実施するのだ、比較を可能にするのだということで、手法については省略をさせていただいております。

最後の8ページですけれども、今お話ししたように、事後調査の具体的方法が薄字になって前回は載せてありまして、今回はこれを取り除こうと思っています。比較検討できるという先ほどの説明のとおり、環境影響評価の方法をそのままの手順で事後調査もやっていただくということで、ここに詳細を書くことを省略させていただきたいと思っております。

それから、中段の評価書段階の(2)です。検討の結果、評価書ですから準備書についてご意見をいただいて修正を行った等の場合については、準備書との相違を明らかにすること、あるいは、環境影響評価の項目、調査の手法、環境保全措置及び事後調査について追加または修正を行う場合には前述の方法書または準備書の例により項目の選定を行うということで、修正を行う等を行う場合の項目の選定、手法の選定については方法書の項などに記載した手順によって行うということで、詳細の記載を省略させていただいております。

それから、4の事後調査段階のところでございますが、(2)は、事後調査結果後の環境保全措置の検討ということで、評価書で想定し記載した保全措置について検討するということをも明記させていただいております。

最後の(2)ですが、これはまた薄くなっています。これは、事後調査報告について著しく異なったり不測の事態が起きた場合は、調査実施中でも速やかに報告書を作成すると

いうふうに書いてあるのですが、条例より強くなり過ぎていますので、削除させていただくことにいたしました。

本文の説明は以上のとおりですが、附属の文章について簡単に説明します。

附属の文章は、そんなに大きく変えておりませんが、先ほどの説明の繰り返しですけれども、10ページ以降の方法書等の記載内容については、新設をさせていただいております。

それから、16ページ、17ページにつきましては、対象事業実施区域及びその周囲の概況調査の項目については、法令等の整理をさせていただいております。

それから、18ページ以降は、環境影響評価の項目ということで、各事業例ごとに環境影響評価の選定例を書いております。基本的には変わっていないのですが、26ページを参照いただきたいと思います。ここは、廃棄物処分場にかかわる項目からですが、来年度、大型の建築物が、複数、アセスにかかってくる予定が出ていますので、温室効果ガスについてだけ再度検討させていただきます。ほかの項目もいろいろあろうかと思うのですが、今回、うちの方で温室効果ガスだけ再検討させていただきまして、廃棄物処分場、それから28ページの下水道の終末処理場にメタンを検討するように、あるいは30ページの大規模建築物について二酸化炭素を検討するように入れさせていただきました。修正になったのはその部分です。

あと、38ページ以降に、生活環境に係る環境要素ということで、調査、予測、評価の手法について具体的なことを書いていますが、これについては最新の状況に改めさせていただいております。かなり古かったものですから、それを最新の状況に修正をさせていただきました。

以上でございます。

○村野会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問をお受けしたいと思います。

ただ、ボリュームが非常に多いので、三つに分けて議論をしてまいりたいと思います。

まず、資料2の第1の趣旨から第3の環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項を一つのセクションにしたいと思います。もう一つは、第4の環境影響評価及び事後調査の手順ということで、5ページ目の上の段の2の環境影響評価の実施及び準備書段階の前までを第2のセクションにして、あとの残りを第3にして議論していきたいと思っています。

まず最初の趣旨から基本的事項についてご質問、ご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

時間も余りないので、今、この三つのセクションの第1に入ったのですがけれども、第2番目の方法書段階のことに重点を置いて、そこに少し時間をかけたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

趣旨からで結構です。これは、今までなかった札幌の地域特性に関する文章が入ってい

ます。この辺からでもどこでも結構ですから、ご発言願います。

それから、発言なさるときはマイクで発言をお願いします。マイクで収録したもので後でまとめるそうですので、よろしくをお願いします。

○五十嵐委員 細かいことなのですけれども、一つだけ、第3の新たにつけ加えました3項目め、市が独自に追加された中身についてです。文章が「豊かで自然性の高い環境を有する」というのは、ちょっと何か違和感があります。ただ単に、豊かな自然環境を有するという表現の方が素直かなと思ったのですが、このあたりは意図があるのでしょうか。「自然性の高い」というのは非常に違和感があるのです。

○事務局（木田） 「自然性の高い」について不自然だということであれば、豊かで自然な環境と。ただ、自然な環境が優れているということで、非常に自然な環境が素晴らしいのだということを別な形で言いかえればよろしいでしょうか。そういう意味でしょうか。

○五十嵐委員 そうです。平易な文章にするということが書かれているので、何か読みやすいような表現がいいのではないかと思います。もし、確認されて、このままの方がいいということであれば、このままの状態でも構わないと思います。

○事務局（木田） 平易性について、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○丸山委員 丸山です。

ちょっと新しいアイデアがないので発言をためらっていたのですが、余りにもしーんとしているのは嫌なので、皆さんにも考えていただきたいと思い発言をさせていただきます。

今、意見が出た第3の3の部分ですが、私もこの新しく加えられた第3の文章がこの四つの並びの中ではちょっと違和感があるようなイメージがございます。それは、1行目の「積雪寒冷等北方圏特有の気候風土の中、豊かで自然性の高い環境を有する」というところが非常に市としての思いが込められていて、これに配慮して勘案してほしいということを書いてあるのだと思います。やはり、この3の1行目の部分は、できれば趣旨のところに織り込み、第3の3の部分では2行目に書かれている市の地域特性を十分に勘案することぐらいの書き方が、四つの並びとしては読みやすいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（木田） それにつきましては、趣旨の方にもう少し厚みを持たせるように検討したこともあったのですが、また、地域特性の具体性ということで、前回、少しお話がありました。本文の中に逐一書き込んでいくのもなかなか難しい状況にあります。そこで、基本的事項というところに、一括して一つ入れておいた方がいいだろうということをお考えまして、ここに文章を入れさせていただきました。

○村野会長 今のところ、趣旨第1と第3との関係ですけれども、地域特性の基本的な表現をする重要なところだと思いますので、ほかにどなたか発言はありませんか。

○中井委員 今の内容と重なるのですけれども、趣旨のところ、「札幌のより良い環境の創造」と書かれているのですけれども、その「札幌」をとってしまうと、どの地方でも当てはまるような内容の趣旨にしかならないのではないかと。札幌という都市への思い入れ

が少ないような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。「美しい自然と豊かな文化、生活環境を次世代に伝え」というのは当たり前のことであって、特に札幌市に限ったことではないと思うのです。その辺で、もう少し札幌としての地域特性がこの部分に含まれてほしいと思います。

○事務局（木田） 今のご意見につきましても、前回、春に札幌の地域特性を盛り込むという方向でお話をいただきまして、いろいろ検討したのですが、一般的には、ここの趣旨に書いてあるような内容以外で技術指針という中で札幌市の地域特性というふうに表現した場合は、かなり詳細で、それこそ地域的な部分も含めてかなり複雑な話になりかねない状況にあります。

○岡村委員 札幌市の環境の特性ですけれども、札幌に限らず、北海道全体として開拓からの時間が比較的短いということで、先ほど問題だと言われた自然性の高いものが残っていて、それが、私は一番大事なところだと思うので、それをどこかで盛り込んでいただきたいと思っています。先ほど、中井委員からお話があったように、趣旨のところでは美しい自然という表現しかされていません。美しい自然というと、本州の里山的な自然も美しい自然ですが、札幌というのは里山的な自然よりはより自然性の高い原生に近い自然がまだいろいろなところに残っていて、それが大事だと思いますので、そういうものをぜひ入れていただいた方がいいと思います。

○村野会長 一通りご意見を伺いたいと思いますが、ほかにいらっしゃいませんか。

今の趣旨と基本的事項に関連して、いかがでしょうか。

○柳井委員 確かに、趣旨の中に北方圏の気候と自然性が高いということを具体的に入れて、第3のところでは違和感があるというのは、結局、ここはずらざらと長いからだと思うのです。基本的事項としては、そういう特性も入れることが必要であるということで、例えば特有の気候、自然性が高い地域特性を十分に勘案することと少し短くすると、それは第3の中でバランスがとれているのではないかと思います。その辺の表現の問題だと思いますので、工夫していただければと思います。

○村野会長 短くするとしたら、どのような……。

○柳井委員 今言いましたとおり、気候と自然性が高い地域特性を十分に勘案することですね。

○東條委員 趣旨の第1に「次世代に伝え」という文言が入っているのですけれども、予測をする際の時間スケールの考え方ですが、「次世代」ということが入りますと、具体的に次世代への影響までも考慮した環境影響評価をするべきなのかという議論があるかと思っています。こういった言葉についてはどう考えたらよろしいのでしょうか。

○事務局（木田） アセスメント自体は、そんなに長期の先までの予測を念頭に置いてやっているわけではございませんので、アセスの積み重ねというか、いろいろなところで行うことで、その都度、時間のつながりで将来までつながっていくことになろうかと思っています。単体のアセス自体が、そんなに長期の時間を想定しているもので

はございません。

○山舗委員 山舗です。

趣旨のところなので余りこだわらなくてもいいかなとは思ったのですが、「環境の創造」となっていますが、「創造」ではなくて、保全を第一としていると先ほど聞きましたので、ここは「保全に向け」ではどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

「創造」というと、何か新しいものをつくるような感じがします。

○事務局（木田） 基本的な全体のトーンとしては保全ということを中心に書かせていただいているのですが、ここだけ「創造」という言葉が出てきています。この部分については引用のもとが多少ありまして、その辺からストレートに持ってきていると思いますので、その辺についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○村野会長 第1から第3までで、ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○村野会長 それでは、次のパーツにかかります。

方法書段階です。これについていかがでしょうか。

○佐藤委員 別表5のところもよろしいですか。

調査手法のところですが、この指針は毎年見直すことになっているのですか。

○事務局（木田） この指針については、国の段階では5年ごとに見直すことになっていて、今回は、国の指針の改定を受けて札幌市が改定するのがかなりおくれています。国の指針の次の改定が来年ぐらいから始まります。

○佐藤委員 ちょっと気になるのは、後ろの40ページの別表5の騒音のところですが、調査方法のイの（ウ）の航空機騒音です。ここが、現在はこれでいいと思うのですが、既に2年前に環境省の新しい告示が出ていて、今度、新しい評価方法に変更になることになっています。実施は平成25年なのですが、新しい告示ではこれまで使っていた告示に示されているWECPNLから今度はLDENという新しいものに変わることが出ています。平成25年に間に合えばいいということですが、そういうことでいろいろ変更があり得るということです。

それにかかわって、前の予測すべき基本事項にも若干変更があることも考えられますが、それは、その都度、チェックをかけるということでもよろしいですね。

○事務局（木田） 先ほどもお話をしましたとおり、札幌市は前回の国の改正から大幅におくれておりますので改定が今になっています。来年から国の改定の作業が始まりますので、多分、二、三年後にはうちの改定に反映できるようにしていきたいと思っております。

○五十嵐委員 今のご意見に関係したことですけれども、58ページ目に、土壌のことですが、時間的な改定がおくれるということですが、来年の4月1日から土壌汚染対策法が改正され、施行されることになりました。多分、3,000m²以上の土地改変に伴う事業に関しては市町村等に届け出義務が生じてくるということで、先ほど、来年度に大きな建物の案件が幾つかあるというご発言があったのですけれども、それは3,000m²を超え

るか超えないかで扱いが全く変わってくるものですから、そのあたりの改正があるということで中身を少し検討していただければなという要望でございます。

○事務局（木田） 処理の話だと思いますが、今お話があった土対法の関係の改定については、うちの部が所管しており、その辺は理解しておりますので、今回の改正にかかわらず、必要な指導はしていくことになると思います。

○柳井委員 調査手法の3ページのところですけれども、調査手法の選定の（エ）の調査地点というところで、今回はそういう影響を受けるところだけでなく全体を把握することが大事という点を盛り込まれたということですが、この（エ）の調査地点のところは非常にわかりづらい文章かと思います。「調査に当たり、一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合に当たっては」、これは1点の地点に関する場所を特定しているわけですか。それに対応して「調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ」というこの辺の文章が非常にわかりづらいです。地域と代表する地点というのが対象地点ということになりますか。及び、「その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点」を選べということですが、この辺の文章がすごくわかりづらいと思います。

○事務局（木田） ここは、国の考え方をそのまま持ってきているものでございます。

今お話があった調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集する場合は、調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受ける恐れがある対象の状況を踏まえ、これは勘案すべき状況を踏まえて、地域を代表する地点、その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点ということですが、一定の地点に関する情報を重点的に収集する場合は、地域を代表する地点、適切で効果的であると認められる地点を選定しなさいということでございますので、今、委員がおっしゃったとおりでよろしいかと思います。

○柳井委員 その地域というのは、調査に当たり一定の地点が地域を代表する地点を選べということですか。ここはわかりづらいですね。

○事務局（木田） 今、おっしゃられた地域の理解がちょっとわかりづらいかもしれませんが、調査地域を代表する地点とご理解いただければ少しわかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

○柳井委員 その影響をどういうふうに評価するかという場合においては、ダイレクトに影響を受ける場所の調査と、その影響を受けない場所、コントロールといいますか、対照点のような場所を選んで比較検討することによって適切な環境影響の評価ができるのではないかと思います。それがわかるような文章にした方がいいのではないかと私は思いました。

○村野会長 時間も余りないので、今のご意見を踏まえて検討し直していただけますか。

○事務局（木田） わかりました。

○村野会長 それでは、できるだけ各分野からご発言願いたいのですけれども、今の方法書に関するところは、今回、これが今後の方向に示唆するような感じもありますので、ご

意見をお願いします。

○中井委員 73ページの3、自然との触れ合い環境に係る環境要素という項目の「景観」のところの区分ですけれども、その調査手法の一覧の「保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにし、「環境の保全」についての配慮が適切に行われているかどうかの評価手法」であるというのは、「景観の保全」ではなくて「環境の保全」ですか。

一応、調査手法の中では景観についてさまざまな調査を行っているわけですね。最後に評価するのは景観ではなくて環境の保全を評価するのですか。

○事務局（木田） 全体の景観だけではなくて、その周りのページ全部そうなのですけれども、それぞれ全部すべて環境に含まれるということで、環境の保全という言葉ですべて統一されているので、ここはそういう表現になっているだけでございます。

○中井委員 そうすると、景観についてさまざまな調査が行われているにも関わらず、景観保全に関する考察は一切行なわないで、環境としてのみで評価していくということになるわけですか。

○事務局（木田） アセスメントですので、結果的にはそういうことになると思います。

ですから、保全すべき対象、ここでいう景観ですけれども、これについて評価することになります。

○中井委員 景観以外の項目では、要素ごとにそれぞれ評価しているのにも関わらず、景観に関しての考察は抜きにして総合的に行ってしまうということですか。それがちょっと腑に落ちないのです。各要素ごとの評価をした後で総合評価するのならわかるのですけれども、そのところがちょっと理解できなかったのです。

○事務局（木田） 景観以外のところについて、評価手法についてかなり細かく触れておりまして、景観と触れ合いについて、保全対象ごとにとということで、用語が一くくりの形で表現されているあたりをご指摘いただいていると思います。

○中井委員 予測手法までは、景観について調査検討されていて、最後の評価のところ、景観的な評価だけではなくてほかのものも加味しなければいけないということになっているので、では、景観に関する考察はどこで下せばいいのかということになります。

○事務局（木田） 多分、ほかのページに比べて、その辺のところについては誤解が発生しているような気がします。この書き込みについて、ちょっと文章を検討させていただくということによろしいでしょうか。

○村野委員 よろしくをお願いします。

○西川委員 別表5の2の生物環境に係る環境要素の植物、64ページの動物にもかかってくると思うのですが、2の調査方法の基礎的資料に一覧があります。国のRDBが入っているのですが、北海道のRDBと、それから希少野生動植物の保護に関する条例の指定種の二つも基礎資料として明記しておいた方が、一応、国よりもさらに北海道の特性を反映している部分があると思いますので、それを明記された方がよいのではないかと思います。

これは、植物だけでなく、動物の方にもかかわってくると思います。

○事務局（木田） 今、お話なのは、64ページの調査手法のアの（ア）から（ケ）までの間の話だというふうに理解しました。我々の考えとしては、いろいろ資料がございますが、最後の（ケ）のところでその他適切な資料のところで全部網羅しようと考えたのですが、それをしても外出しとして記載した方が適切と。

○西川委員 道のRDBは出した方がいいのではないですか。

○事務局（木田） わかりました。

○山舗委員 75ページの自然との触れ合いの場の活動のところでは、

評価手法のところに、1番、2番とあります。1番は先ほどの景観のところと同じような文章が書かれていて、2番のところが、予測の結果と、ここで植物がいきなり出てくるのです。それについてはいかがでしょうか。

○事務局（木田） これは、タイプミスというか、間違っただけで記載をされているようです。

この植物にかかわるところが、人と自然との触れ合いの活動の場という言葉にそっくり置きかわる形になります。申しわけございません。

○山舗委員 66ページの動物の調査方法です。

調査地域方法のイ、現地調査、（ア）哺乳類のところの2番目は、「ビットフォールトラップ」ではなくて「ピット」だと思うのです。

○事務局（木田） 失礼いたしました。訂正いたします。

○岡村委員 54ページの地形及び地質の調査内容の（2）の自然的社会的状況の中のアの（ウ）なのですけれども、河川保全区域の指定状況ですが、河川保全区域というのは余り聞いたことがない名称なのですけれども、これは具体的には何を差しているのでしょうか。

○事務局（木田） 用語の使い方が不適切だということであれば、再度調査して修正をさせていただきます。

ありがとうございます。

○村野会長 よろしく申し上げます。

どうぞ。

○富士田委員 65ページ、67ページとか75ページとかみんなそうなのですが、評価手法の2番のところに、例えば大気とかほかのものは数値基準があるので、それを超えていないかどうかということで評価をするというふうに明確に書かれているのです。生態系にかかわる動植物の部分は2番のところに、例えば植物のところだと予測の結果と植物にかかわる基準及び目標等の整合性がと書いてあるのですが、何が基準で何が目標なのかというのが実はよくわからない。つまり、数値基準のないものに対してどのように評価するのがよくわからない項目が幾つかありまして、ちょっと気になるのです。

○事務局（木田） ご指摘にありますとおり、明確に法定の数量的な基準は、多分、存在しないのだらうと思うのです。例えば、緑の基本計画という行政計画などで基準目標のあ

るものが現在もあるし、これからも出てくるだろうということで、逐一对応する目標基準が存在するかどうかについて、すべてを把握して網羅しているわけではないのですが、将来にわたってできる可能性も含めてこういう形で表現させていただいています。

○西川委員 関連してですけれども、先ほど柳井委員の方から、3ページの調査地点のところ、調査を直接的に受けるところとコントロールのところと比較するという意見が出されていたのですけれども、それですべてが網羅されるかどうかはわかりませんが、そういうやり方を導入することによって、ある程度、基準ができてくるのかなと思うのです。

○富士田委員 もちろん、基準ができるものはいいのです。先ほどの緑のパーセンテージというものはいいのですが、これはなかなか評価しづらい部分です。多分、動物、植物、それから景観もそうですし、地形とか地質のところもそうなのです。

そして、一番最初に議論になった1ページ目の札幌市の特徴がどうのこうのというところも、ちょっと勘案してどう書いたらいいかというご検討をいただくしかないと思います。基準がなかったときは評価しなくていいのかということになってしまうので難しいと思うのですけれども、ちょっとお知恵を皆さんで絞っていただければと思います。

○事務局（木田） ご質問のご趣旨はよくわかっております。冒頭にご説明をさせていただきました6ページの（4）評価実施の留意事項のイに、国または札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって選定項目にかかわる環境要素に関し基準または目標が示されている場合にはこれらとの整合が図られているかどうかを検討することとなっております。この部分を反映させるための文言が、先ほどから議論の対象となっているところだと考えます。

したがって、基準や目標がある場合にはそういうふうの評価するというところでございます。

○西川委員 そうであれば、なぜ評価するのかというか、何を評価するのかわからなくなるのですが、何かをやる場合に目標は当然設定するわけですね。明確な、例えば何ppmという基準がないにしろ、ある程度の目標というのは設定しなければならないと思うのです。だから、その目標がきちんとされていなければ評価できないということだと思うのです。その意味で、さっき申し上げたコントロールを調査地点としてとらなければいけないというのは、そういう意味合いもあるのではないかと思います。

○事務局（木田） コントロールと比較しながら調査するのだということは、それで文言として盛り込むかどうかを含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

そのコントロールに近づくことが目標かどうかという点については、ちょっとケース・バイ・ケースになる場合もあるかと思いますので、その辺はアセスをやっている中で検討すべき項目かなと、基準が明確に定まっているわけではございませんので、アセスの中で検討していただく必要があるかと思います。

○西川委員 当然、それはケース・バイ・ケースですが、目標をきちんと設定するというのをここではやはり記述すべきかと思います。当然、コントロールが目標になるかどうか

かというのも、それはそのときの判断によると思うということです。

○事務局（木田） どういうふうに書き込めるかは、今すぐ回答できませんが、ご意見として検討の対象にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○村野会長 今回の件ですけれども、目標値を作成者に設定させることはできないのですか。つまり、目標とか基準のないものについては大体こんなのだという目標をあらかじめやっておく手はないのですか。つまり、この審議会として、基準のないものに新たに基準目標を定めるわけにいかないだろうと思うのですが、どうなのでしょう。

○太田副会長 少し消極的な意見になると思うのですけれども、植物とか動物とか評価手法で、2番でこのように書いてしまうと、非常にきついのではないかと思います。1番の方で、環境影響ができる限り回避及び低減されており、環境の保全についての配慮が適切に行われているかどうかを評価する、最後に手法と書いてあるのがちょっとあれなのですけれども、そのぐらいまで書いてあるから、一応、それでいいことにして、あとはそれぞれの準備書などが上がってきた段階でまたその場で評価すればいいということにしておいた方がいいのではないですか。こういうふうにあいまいに2番で全部基準、基準と書いておくと、逆に言うと今度は実際に評価をする立場の人から、どういう基準があるのでしょうかと聞かれてしまうのではないかと思います。かえって大変でないかと思うのですけれども、どうですか。むしろ、この2番は書いておかない方がいいということです。

○事務局（木田） 大変ありがとうございます。

先ほどからもいろいろ議論がありますとおり、やはり基準や目標のないものについては、事業者の方に何らかの目安を立てていただいて、個別の環境評価の中でそれを審議していただくということしか今の体系の中ではちょっと難しいと思います。そういうあいまいなものをここに書くのは適当かどうかということで、今、太田副会長からご提案がありましたので、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思います。今の段階では、そういう形しかうまくいかないと思っています。

ありがとうございます。

○富士田委員 今回の件に関しましては明記するのは難しいと私も思います。基準がないのですから、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、何が気になったかということ、7ページにミチゲーションのことが出てくるのです。代償措置を講じるということは、何か大きな事業をやったときにいなくなってしまう植物や動物がいたり、環境とか景観が破壊されるということが当然事業のときに発生する。そのかわり、代償措置をしましょうということがうたってあるのですけれども、その代償措置の効果があつたのか、なかったのか、あるいは効果がよくなかったときはフィードバックして景観や動植物に配慮しましょうというのが今の流れだと思うのですが、これはどうもそこまでいっていないのです。今までもそうなのですが、ミチゲーションしました、その後の事後報告書を出しましたというところで終わっているのです、その評価をこの審議会でするかどうかわからないのですけれども、うまくいかなかった時にフィードバックす

るということを考えると、先ほど村野会長がおっしゃられたように、目標設定を各事業者に、方法書になるのかどうかわからないのですけれども、ある程度入れていただければ、2番を全部カットしても何かしらの代償が保障されるのではないかという気はするのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（木田） 事後調査につきましては、現在、法のアセスの方でもこれを導入するかどうかの検討をしている最中でございます。申しわけないのですけれども、来年ぐらいに法改正の予定がありますので、その法の事後調査の位置づけ、あるいは考え方の動向を見ながら、今お話しいただいたことについては検討させていただきます。もし、その辺について手をつけるのであれば、次回のこの技術指針の改定のときに議論をしていくということでは差し支えないでしょうか。

○富士田委員 こっちからは何も言えないのですけれども、結局、つくられてしまって終わりみたいなことが多いので、何か手はないかなと思ったのです。

○岡村委員 最後のところに関連してしまうのですけれども、事後調査段階というのがあって、ここで何をするのかというのが私も疑問です。説明では、条例を超えるので薄いところは消したいというお話があったのですけれども、影響評価の目的を達成し、実効性を持たせるにはこれをきちんとやらないと余り意味がないと思うのですが、今回改正される指針では、この事後調査というのはどういう位置づけなのかを教えてください。

○事務局（木田） 条例の中に出てくるものですが、実際に事業を調査、予測、評価する段階で、そのことを評価し切れなような場合について、事後調査という形で継続して調査を行っていくことになるわけです。

○村野会長 今、事後調査のところに入りましたので、第3の部分を論議願いたいと思います。質問、ご意見をよろしくお願いします。

○岡村委員 確認ですが、9ページのフローで、事後調査のところだけが一点破線でくくってあるのですが、それは今おっしゃったように余りはっきりしていないという気持ちで込められているのですか。

○事務局（木田） 繰り返しになって申しわけないですが、事後調査については自治体の条例がかなり先行して行われていますが、作り込みについては、先ほど富士田委員からもご指摘がございましたとおり、必ずしも十分ではないという指摘もございました。したがって、今後の課題なのかなと考えております。現段階では、札幌市の条例としては条例に基づいた事後調査についてこういう形で一たん整理をさせていただきたいと思っております。

○村野会長 事後調査、それから先ほど話があった目標づけについても、できるのであれば検討していただいて、再度の素案づくりで検討することにしませんか。

あと、ほかにありませんか。

○東條委員 温室効果ガスに関する項目が入っている施設があるという説明をいただいたのですけれども、温室効果ガスを環境影響評価でどう評価するのかということです。この

78ページ、79ページを見ますと、建設などのLCCO₂のようなものではなくて、供用期間中に発生する温室効果ガスを考慮するという考え方なのかなと思ったのですが、それでよろしいですか。

そうしますと、例えば、温室効果ガスがより発生しない物の方が望ましいということが評価になると思うのです。例えば、火力発電所のようなものでしたら、それは燃料効率を上げるといった方法が可能ですし、埋め立て処分場はメタンが設定されていますけれども、よりメタンが発生しづらい好気化するような埋立地が望ましいという方向も考えられます。しかしながら、例えば、焼却施設などに関してCO₂が発生するような廃棄物を燃焼してCO₂が発生するのが回避できないような施設もあるわけです。この評価方法に基づいて非常に効果的に温室効果ガスのことを判断できるものと、そうでないものがあるように思われるのです。

○事務局（木田） 確かに、ご指摘のとおり、温室効果ガスを減らすのが難しいようなタイプの事業についても指定しております。一般的に温室効果ガスが大量に発生するおそれがあるというところに、この項目を一律に設定させていただいています。この困難性については、検討して、なるべく少なくなるような方向を見出していかなければならないと考えております。やはり、アセスの中でもそういった方向に向けての調査、予測、評価をしていただくことは大事なかと考えておりますので、上げさせていただいております。

○村野会長 ここで、ご都合で、岡村委員と柳井委員が退出されます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○村野会長 特になければ、次に進みたいと思います。

いろいろとご意見、ご質問をいただいて、ありがとうございました。

まだまだ意見もあろうかと思っておりますので、ここで今後の進め方についてご相談したいと思います。

参考資料1の左下に変更スケジュール案があります。今回の審議でご意見、ご質問があったことと、後からもご意見を寄せられると思いますけれども、それらを含めて事務局で検討して、素案をつくり直して、もう一度、審議会にかけて、最終案を確定させるというスケジュールになっております。

皆さん、年末、それから年度のかわり時期はかなり多忙かと思えますし、新型インフルエンザの対応などもあってかなり大変だというふうに聞いております。

こういう多忙な時期でもありますので、もう一つの方法としては、いただいた意見を会長、副会長と事務局で調整しながら最終案を確定させるという方向もあります。

○太田副会長 これは、2月ごろまでに終わらないとだめなのですね。

○事務局（木田） 今回は3月に入ってからでも結構でございます。

○太田副会長 今回、これが改定されますね。その後、改定されるのはいつの予定ですか。また5年後ですか、それとももっと早い二、三年後ですか。

○事務局（木田） 来年、法律の見直しがありまして、並行して、国では国の技術指針の大もとの改定をする時期と予想されます。その改定を受けて、各省庁が主務省令の改定を再来年に行うと思います。そして、それが全部出そろうのが今から3年ぐらい先だと思うのです。それを受けて、技術指針の改定に入ることになりますので、一番早くて3年後です。

○太田副会長 何でそういうことをお聞きしたかという、2年後ぐらいにすぐやられるというのであれば、今出たような意見がある程度入れて直せばいいということです。5年ぐらいかかるのであれば、かなりしっかり見直しておかないと、その間にいろいろな省令が出てきたときに、これを見ていろいろ評価をするわけですから、ちょっと大変かなと思ってお聞きしたのです。

この後、環境影響評価の事案として見なければならぬものがたくさん出てくる予定がありますか。

○事務局（木田） 今後のアセスは、後ほどまたお話をしようと思ったのですが、今、新聞等で出ています創世1.1.1区（さんく）の部分の大規模建築物が一つと、その近くにもう一軒、大規模建築物が出てくる予定になっています。その2件が新規の予定です。

○村野会長 結構ありますね。

○事務局（木田） ただ、来年は、その新規が2件と、先日行っていました厚別山本公園の準備書の話とか、北部用地の準備書の話もですね。スケジュールどおりですと、そのあたりが出てくる可能性がありまして、かなり混雑するだろうと思っています。

○富士田委員 ここの任期がありますね。

○事務局（木田） 任期で交代していただく委員はございます。最初のアセスの審議会を立ち上げのときから委員になっていただいている先生は、5期ということで満了になる予定でございます。

○村野会長 これからの進め方ですが、来年3月の審議会に過半数が出られそうでしたら、ある程度早目にスケジュールを聞いて、出られそうでしたら今のような大きな課題だという認識から、きちんと審議会で確定させるようにした方がいいと思います。もし、出席の見通しが暗かったら、会長、副会長、事務局調整の方向で、あらかじめ12月末までに皆さんから、ここで言い尽くせなかったご意見等をいただいて、調整しながら最終案をつくって、もちろん、その間で素案をつくってまた皆さんにお示ししてということになりますけれども、そういう方向かなという気がします。できればそういう方法を取りたくないのですが、会が成立しないと仕方ないですね。

○太田副会長 早目に日程を調整されてはどうでしょうか。

○丸山委員 そのようにお進めいただいて、審議会が成立しない、定員に満たないということであれば、今お示しいただいたように会長、副会長、事務局におゆだねするために委員がメールその他で意見を寄せるというような方法をとるといふ順番でよろしいのでしょうか。

○村野会長 よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○村野会長 では、その方向でいきたいと思います。

すぐに皆さんにお願いしなければならないのですけれども、きょう議論し尽くせなかったご意見とか、また帰られてからお気づきになったご意見について、12月末までに事務局に寄せていただいて、再度、素案の検討を事務局で行って、その後、改めて今お話のように3月下旬ころの審議会において最終的な議論をして変更案を確定させるということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○太田副会長 再度申し上げますと、会議の日程そのものは、3月中旬か下旬ぐらいに、3月何日から何日までの間、それぞれ丸をつけて回していただければ、それで日を確定できます。早目に確定しませんとほかのところにとられてしまいまして、後々になるとだめになる可能性が出ます。

○事務局(木田) 早目にスケジュール調整をさせていただきたいと思います。

○村野会長 ありがとうございます。

それでは、当初予定した事項を終えましたので、本日の審議会はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局(木田) 会長、どうもありがとうございました。

事務局からの連絡ですけれども、先ほどお話ししたとおり、来年に向けては委員の改選、あるいはアセスの新規案件2件とか、先ほど申し上げた準備書が出てきたりとか、かなりアセスの会議の回数が増える模様でございますので、ご報告いたします。

先ほど冒頭にお話ししました1期から4期までの委員方につきましては、できればお帰りの際に継続の意向調査票をお出しいただければとありがたいと思います。やむを得ず、きょう判断できないということであれば、後日、早目にファクス等でご連絡いただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、湯浅環境管理担当部長よりごあいさつを申し上げたいと思います。

3. 閉 会

○事務局(湯浅) 環境管理担当部長の湯浅でございます。

本日は、本当にお忙しい中、長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

技術指針につきましては、先ほど来、お話もありましたとおり、環境影響評価を進める上で根幹となる調査や予測の手法を指し示す大変重要な指針でございます。本日も、皆様から大変貴重な、専門的なご意見をいただきましたので、大変ありがたくもあり、また心

強く思っております。

今後は、今、会長からお話がありましたとおり、基本的には3月を目途に再度お集まりをいただきまして、またご審議をしていただくという日程とさせていただきます。万が一、お集まりができないということであれば、会長、副会長と事務局とで最終的な改正案を確定させていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。3月にお集まりいただくということであれば、本当に年度末で大変お忙しいと存じますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、審議会の委員の皆様の今後のますますのご活躍とご健勝を祈念して、簡単ではございますが、終わりのあいさつとさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上